

平成 23 年 3 月 30 日

西東京市長 坂口 光治 様

西東京市環境審議会
会長 勝村 勲

環境保全を推進するうえでの組織のあり方、連携について（答申）

平成 22 年 7 月 12 日付 22 西み環第 342 号にて諮問のありました「環境保全を推進するうえでの組織のあり方、連携」について別添のとおり答申いたします。

この答申を取りまとめるにあたって、当審議会は約 1 年にわたり多面的な視点に立って、慎重に審議を重ねてまいりました。

これらの審議の経緯を十分にご留意頂き、今後の環境施策の推進及び組織作りに際しては、この答申が最大限に尊重されますよう要望いたします。

「環境保全を推進するうえでの組織のあり方、連携について」

答 申

西東京市環境審議会

平成 23 年 3 月

1 諮問の概要

西東京市は現在、平成 21 年 3 月に策定した「西東京市環境基本計画（後期計画）」（以下「環境基本計画」という。）に基づき、市民、事業者、行政が一体となって環境保全を進めている。この後期計画の中では、重点プロジェクトとして地球温暖化対策、ごみ減量の推進、みどりの保全、環境学習の推進の 4 つの柱が掲げられており、それぞれに推進組織を位置付けている。また平成 22 年 3 月には、「西東京市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「温対推進計画」という。）を策定し、地球温暖化対策を地域で進めるための推進組織の設置が求められている。環境基本計画に基づく重点プロジェクトの推進、また温対推進計画に基づく地球温暖化対策の推進のためには、市民、事業者、行政が連携して市の環境施策に関わることが重要である。現在、多くの市民団体がそれぞれの活動を活発に実施しており、行政施策に基づく環境に関する委員等も多く存在しているが、組織間の連携が取れていないのが実情である。

このような背景のもと、環境保全をより効果的に推進していくために、市民、事業者、行政との協働のあり方、どのような組織づくりを目指すべきかについて、市長より諮問を受けた。

2 現在の課題

審議会では、環境基本計画等の計画、組織の実態を整理した結果、課題を次のとおりまとめた。

- (1) 環境保全の推進に関する企画・総合調整部門と実行部門の明確化が必要
現在の環境基本計画では、重点プロジェクト毎に位置付けられている推進組織において、企画・総合部門と実行部門の機能が混在している。そのため、各組織の責任範囲が不明確で活動の位置付けがあいまいになっている。
また、環境施策の推進に関する組織が個別に動いている状況で、全体の統括組織がない。一貫性をもって事業展開をしていくためにも、市全体の環境施策を統括し、活動組織同士をつなげる総合調整機能をもつ統括的組織の設置が求められる。
- (2) 組織の役割の重複により、行政の非効率化と連携の欠如が生じている
環境基本計画では、重点プロジェクト毎に推進組織を位置付けているが、推進組織として目的に応じた活動が行われていない。そのため、それぞれの

重点プロジェクトの進捗管理を行うものとされる推進協議会が設置されておらず、総合的な環境施策の企画・総合調整部門の立ち上げが遅れている。また、温対推進計画に基づき、地球温暖化対策を協議するものとされる地球温暖化対策地域推進協議会（以下「温対地域協議会」という。）を今後設置した場合、環境保全活動等推進員との責任範囲・役割分担を明確にする必要がある。計画ごとに推進組織を多数設置した結果、それぞれの組織との連携、施策の一体性を保たれていない。

（３）行政と市民、事業者等の連携の必要性

市民及び市民団体、事業者、大学など西東京市の環境に関わる全ての民間組織と行政が合同で市の環境施策について話し合い、話し合いの結果を行政施策に速やかに反映させる仕組みが必要である。

また、事業者及び専門組織が、市民への環境意識啓発などを目的として実施する各種環境活動を行うためには、行政と連携した事業展開が求められる。

（４）行政が縦割りに運営されているため、環境施策全体の調整機能が働いていない

行政内部で西東京市全体の環境についての共通認識が必ずしも得られていない。そのため、施策の推進が部署ごとに個別に進められている。

（５）環境に関する行政の窓口の一本化が必要

市民等による環境活動に関する意見、提案、問い合わせ等を受付ける窓口を行政内部に設置するとともに、庁内の関係課と連絡調整する機能をもつ部署が求められる。また、行政内部の仕組みとしても環境に関する施策を集約し、総合調整をはかる部署の設置または機能の強化が必要である。

（６）各分野で活動する組織とそこで生じる情報をつなげる場・組織が必要

環境に関わる組織が、多くの他の組織と日常的に連携できていない現状であるほか、情報を統括する部署が民間・行政ともに存在しない。組織同士をつなげるコーディネートの必要性が求められる。

3 審議会の結論

前述の課題の解決のために、どのような組織作り、連携のあり方が求められるかについて、次のとおり審議をまとめ、図のように組織体制を整理した。

(1) 組織体制について

環境審議会は、市長の諮問に基づき環境の保全等に関する基本的事項を調査・審議し、市長に答申する。市長は、答申を市の環境施策に反映させるために、庁内の環境推進組織としての環境経営本部に指示し、これを受けて環境経営本部では環境行政の企画・総合調整を行う。

環境施策の一元的かつ効率的な推進を図るために、企画・総合調整部門と実行部門を区分し、各組織の役割を明確にしてそれぞれの組織の強化を図る。

ア) (仮称)環境保全推進協議会(以下「環境保全推進協議会」という。)を環境施策全般に関する企画・総合調整部門の中核組織として設置し、環境基本計画、温対推進計画ほか環境に関する全ての計画についての施策推進方針等を民間・行政合同で協議する。これにより、環境基本計画における推進協議会と温対推進計画における温対地域協議会の機能を新たに設置する環境保全推進協議会が併せ持つものとする。また、今後生物多様性保全等新たな環境に関する計画を策定する際には、計画ごとの推進組織の立ち上げを行わず、この環境保全推進協議会が構成員及び機能の追加・修正等を行い、全ての計画の推進に関する企画・総合調整等を担当する。

イ) 現在の環境基本計画では、重点プロジェクト毎に推進組織を位置付けており、企画・総合調整部門と実行部門が一体化している。この体制で重点プロジェクトを推進していくのが困難であるため、重点プロジェクトごとの推進組織を見直し、企画・総合調整部門を環境保全推進協議会に一元化する。

重点プロジェクトのうち、専門的に検討を要する事項については、環境保全推進協議会に専門家で構成する重点プロジェクト専門部会を立ちあげ、個別の重点プロジェクトについての調査、協議を行う。

環境基本計画で位置付けられている重点プロジェクト推進組織の実態を踏まえ次のように見直しを行う。

ア) みどり公園課所管の公園等管理協力会員、ごみ減量推進課所管の廃棄物等減量推進員はそれぞれの行政部門の目的に関連して設置され

たものであるため、環境基本計画重点プロジェクトの推進組織としての位置付けから除き、実行部門の一端を担ってもらう。

イ) エコプラザ西東京協力員は、エコプラザ西東京を主な活動拠点として活発に活動しているので、重点プロジェクト4の環境学習の推進組織として継続する。

ウ) 環境保全活動等推進員は、環境学習の推進活動に特化した実行部門として、重点プロジェクト4の推進組織に位置付ける。

エ) 重点プロジェクト1から3については、特定の推進組織や委員を設けず、環境保全推進協議会で市民、事業者、行政のそれぞれの立場から活動状況の報告または課題の協議を行い、それをもとに方針を決定して各組織または互いに連携して実施する。

市民、事業者、行政の環境保全推進等に関する情報交換の場として、(仮称)環境情報・学習ネットワーク(以下「環境情報・学習ネットワーク」という。)を設置する。環境情報・学習ネットワークでは、それぞれが実施している地域の環境学習等の情報交換・共有化、相互協力を行い、環境学習を実施する。

行政内の連携作り、縦割り行政の改善策として行政施策の情報交換・共有化を行う庁内環境部署ネットワークを設ける。

環境行政に関する行政内外の意見、提言等の総合窓口をみどり環境部環境保全課が担当し、人員増強等して機能強化を図る。

(2) 連携作りについて

行政内部の連携作りのため、既存の環境経営本部の機能を強化し、副市長を本部長として環境基本計画の進捗管理・施策の調整を行う。庁内の環境保全に関する総合窓口はみどり環境部環境保全課とし、事業毎に庁内連携が必要な場合は関係各課との調整を行う。

環境保全推進協議会の方針等が行政施策に十分に反映されるよう、環境保全推進協議会と環境経営本部との協議の場を設ける。

環境保全推進協議会の構成メンバーは、行政の関係部課長、民間関係者(環境団体、事業者、農業関係者、大学等)代表、市議会議員、市民参加などとし、行政と民間が協働で環境保全対策に取り組める仕組みをつくる。

エコプラザ西東京を環境学習の拠点として機能強化し、環境情報・学習ネットワークの運営の中心とする。

ア) 当面は、環境情報・学習ネットワークの運営主体を環境保全課とし、

市の環境施策との統一が図れるようにする。

- イ) 市民、事業者、行政の連携強化策の一つとして、市民の環境意識啓発のため、民間関係者にエコプラザ西東京での各種環境講座・講習会などの開催を求め、行政は、民間関係者の環境活動支援を行う。

以上、組織体制の見直し等はできるだけ速やかに実施し、このうち条例改正や各種計画の修正手続きが必要なものについては、答申の趣旨が十分に反映されるよう努められたい。

4 附帯意見

環境施策の推進に当たっては、行政のやるべき仕事、協働でやるべき仕事、民間に任せる仕事を明確に区分すること。

環境基本条例、環境基本計画、温対推進計画等、環境に関する法令及び計画に基づく組織が整合性を持って運営されるようにすること。

環境情報・学習ネットワークでは、事業ごとに関係者によるプロジェクト会議を立ち上げ、市内の環境学習を市民、事業者、行政が互いに協力し合いながら進めていくこと。

環境学習の推進は、行政内部の連携とともに小中学校等教育機関とも連携をとりながら進めていくこと。

環境学習の普及のため、市内を4ブロック程度に分けて、それぞれに地域の環境活動拠点を設け、中核拠点としてエコプラザ西東京を位置付けること。

「ゆめこらぼ(市民協働推進センター)」、「ボランティア・市民活動センター」とエコプラザ西東京の実施する環境啓発のソフト事業及び各施設の登録団体の交流ネットワークと環境情報・学習ネットワークの機能が、できるだけ重複しないような効率的な行政運営ができるよう関係者で検討すること。

地域活動情報ステーションを活用したインターネットでの情報発信を積極的に利用し、環境情報の収集と発信により、多くの人に環境活動への参加を呼びかけること。

環境審議会、環境保全推進協議会等の構成員は、半数交代制にするなど就任時期をずらすことにより環境施策の継続性を図ること。

エコプラザ西東京を環境情報・学習ネットワークの拠点とすることにより、エコプラザ西東京事務嘱託員には民間・行政のコーディネート役としての役割が期待される。したがって、こうした機能をエコプラ

ザ西東京の運営方針に追加する際には、同囑託員の職務内容についてこの要素を取り入れた見直しを検討すること。

西東京市が平成 20 年に認証を取得し活動を展開しているエコアクション 21 は、環境省が策定した、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量の削減を主たる目標と定めている環境保全活動であり、環境基本計画の重点プロジェクト及び地球温暖化対策地域推進計画の目的と一体化している。環境基本計画の推進体制の基盤として、西東京市だけでなく、西東京市の事業者が取り組むべき活動であり、毎年公表されている環境活動レポートなどにより、広く、事業者、環境関連団体の認識を深めること。

